

～認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して～



スマイルくん

認知症すまいる キャンペーン を実施中

町では、昨年度策定した美浜町第5期介護保険事業計画及び老人福祉計画において、認知症対策を町の重点項目と位置づけています。

認知症は、誰もが患う可能性のある身近な脳の病気であり、高齢者のこと、誰かのことではなく、家族、私、そして地域の課題です。認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすためには、必要な医療や介護さらには日常生活におけるさまざまな支援が切れ目なく結びついた体制を整えることが重要であることから、町では医療機関や介護サービス事業所、地域の支援をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を昨年10月から配置しました。

今後はこの認知症地域支援推進員を中心に町の認知症施策を推進していきます。

その一環として、次のとおり「美浜町認知症すまいるキャンペーン」を実施し、町民1人ひとりが認知症に対する理解を深めていくことを広く呼びかけていきます。

1. キャンペーン内容

- ▶ 期間中、各種行事や事業を通じて、認知症に関する理解促進・普及啓発活動を実施します。また、これら各種事業について、キャンペーン期間を通じて、広く町民に周知します。
- ▶ キャンペーンに協賛する企業・団体を募集して、作成したポスターの掲示や各種普及啓発活動(認知症サポーター養成講座)等への積極的な参加および各種自発的な取り組みを実施してもらいます。



2. 実施期間 平成25年1月～平成25年3月

● 認知症すまいるキャンペーンへの協賛をお願いします ●

[協賛内容]

- ① キャンペーンのポスター等を事業所等に掲示し、キャンペーン中に実施する各種啓発活動へ参加する。
- ② キャンペーンに関連する自主的な取り組み(例:従業員対象の認知症研修講座等)を積極的に実施する。

[協賛の申し込み]

申込用紙に記入の上、町福祉課まで郵送・FAX・電子メールでお申し込みください。

※申込用紙は町ホームページにあります



美浜町認知症すまいるキャンペーン [検索](#)

協賛事業所・団体 (平成25年2月15日現在・順不同)

学校法人青池学園 若狭医療福祉専門学校、(株)アイビックス敦賀支店、美浜町建築業組合、美浜郵便局、(有)藤本工務店、敦賀信用金庫美浜支店、浅妻一級建築士事務所、(株)谷口工務店、(株)ミハマランド、(株)テイケーエス、レインボー観光自動車(株)、美方ケーブルネットワーク(株)、(株)福井銀行美浜支店

※お問い合わせ先 町福祉課(担当・坪塚) ☎32-6704 FAX 32-6050

生活排水について考えよう

生活排水とは

生活排水とは、私たちが日常生活を営む上で排出する水のことです。炊事、洗濯、入浴等による排水（生活雑排水）と、水洗トイレから出る排水を合わせたものをいいます。

私たちが、川や海に流している生活排水は、1人1日あたり約250ℓといわれています。

生活排水が直接川へ流れ込むと、水質悪化の原因となり、水の汚れを表す指標であるBODが上昇します。

BODとは

BOD（生物化学的酸素要求量）とは、水中の微生物が汚れを分解する時に必要とする酸素量を数値で表したものです。

水の汚れがひどいほど、微生物は汚れを分解するために多くの酸素を必要とするので、BOD

が大きいほど水が汚れていることになりま



BOD上昇の原因

BODを上昇させる1番の原因は台所からの排水です。台所排水に含まれるものをBODに変換した場合、表1のとおりになります。

これに対して、魚が生息できるきれいな川のBODは、表2のとおりといわれています。mgは1000分の1gのことです、BODが水1ℓ中に1000分の3g以上あるとアユは生息できなくなってしまう

【表1】台所排水からみるBOD

品目	量	BOD
しょう油	15ml	2,600mg
天ぷら油(使用済)	500ml	750,000mg
コーラ	180ml	14,000mg
牛乳	180ml	20,000mg
みそ汁(具なし)	200ml	3,800mg
ラーメンの汁	200ml	5,400mg

【表2】BODからみる魚の生息環境

魚の種類	BOD
ヤマメ、イワナ	2mg/ℓ以下
アユ	3mg/ℓ以下
コイ、フナ	5mg/ℓ以下

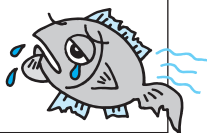


表1と表2を参考に、例えば180ml(コップ一杯分)の牛乳を川に流したとします。

表1をみると牛乳のBODは20,000mgとなっています。また、表2からコイやフナが生息できる環境はBODが1ℓあたり5mg以下であることがわかります。

つまり、コップ一杯の牛乳を川に流すと、最低4,000ℓの水で薄めなければ、コイやフナは生息できないのです。

4,000ℓというと一般的な家庭のお風呂約20杯分に相当します。私たちが何気なく流しているもの

が、川の水にとっては大きなダメージになっているのです。

水をきれいにするには

水をきれいにするために次のことに取り組んでください。

▼台所での工夫

- 食器の油は、紙等でふきとってから洗う
- 食べ残しを出さない
- 洗剤は適量を守る

▼お風呂・洗面所での工夫

- せっけん、シャンプーは適量を守る
- お風呂の残り湯を洗濯に使う

▼その他

- 下水道に接続する
下水道は、家庭で使用した汚水を処理し、浄化した水を川や海へ放流することで、美しい自然環境を保つことができます。

未接続の方は、環境保全のために1日も早い接続をお願いします。

※下水道に関するお問い合わせ先

町上下水道課 ☎ 32-1341

※お問い合わせ先

町住民環境課(担当・田村)

☎ 32-6703

美浜発電所の状況



今回の報告では、1月19日から2月18日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

第178回町原子力環境安全監視委員会を開催

2月6日に、町役場で第178回町原子力環境安全監視委員会を開催しました。

今回の委員会では、原子力規制庁に、原子力発電所の新安全基準の骨子案と、原子力災害対策指針の改定原案について、また、関西電力㈱に、美浜発電所の敷地内破砕帯の調査状況等について説明を求めました。

原子力発電所の新安全基準の骨子案

新安全基準については、福島第一発電所事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、海外の動向を踏まえた、新たな基準を導入していく必要があるとして、昨年10月から検討されてきましたが、去る1月31日に骨子案が公表されました。

その内容については、従来からの基準を強化するとともに、シビアアクシデント（過酷事故）対策を新設（新たに規制の対象とする）するとうものです。（図1参照）

【耐震・耐津波の強化】

具体的には、まず、耐震・耐津波の強化として、次の項目を事業者に要求するとされています。

- 過去最大を上回るレベルの津波を基準津波として策定し、その津波に耐えられる防潮堤等を設置すること

- 防潮堤等は、耐震設計上、最も高い耐震性（Sクラス）を求めること

- 耐震設計上考慮する活断層は、約12～13万年前以降の活動が否定できないものとされているが、その地層や地形がない場合等は、40万年前以降まで遡って活動性を評価すること

- 発電所の敷地の地下構造を立体的に把握し、より精密な基準地震動を策定すること

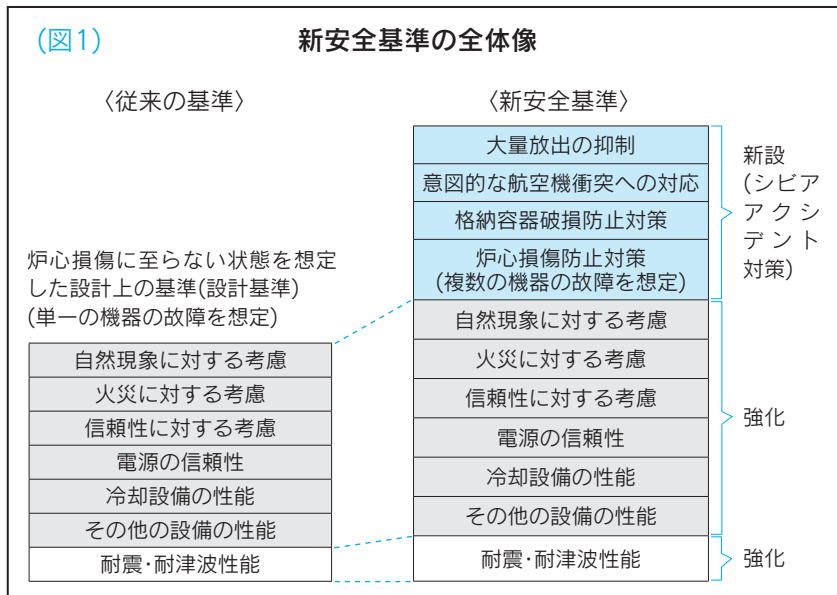
- 耐震設計上、最も高い耐震性（Sクラス）の建物・構築物等は、活動性のある断層等の露頭地表に露出している部分がない地盤に設置すること

【設計基準の強化・見直し】

次に、福島第一原子力発電所事故は、津波に対する設計基準に最新の知見が反映されていなかったことや、それを上回る津波が来襲し、多重化されていた設備であつても、異なる箇所に設置する等、多様化の観点の備えができていなかったことが指摘されています。

そのことを踏まえ、これまでの設計基準（炉心損傷に至らない状態を想定した設計上の基準（設計基準）（単一の機器の故障を想定））を、次のとおり強化・見直すとしています。

- 考慮すべき自然事象として、竜巻や森林火災、火山等を追加すること
- 火災対策を強化すること（難燃性ケーブルの使用等）
- 安全上特に重要な機器・施設の信頼性を強化すること（24時間以上使用する配管等の多重化）





↑原子力発電所の新安全基準の骨子案を説明する
森田地域原子力安全統括管理官

- 外部電源を強化すること(2回線以上を異なる変電所等に接続)

- 熱を逃がす系統の物理的防護を講じること(海水ポンプの防護等)

- 設計基準を超える外部事象への対応をすること 等

「シビアアクシデント対策」

また、今回新設するシビアアクシデント対策については、主に、次の対策を求めており、具体的な設備や手順は事業者が検討することとされています。

● 炉心損傷防止対策

- ・ 原子炉を停止させるために備えている制御棒が入らない場合の対策をとること

- ・ 原子炉高圧時に、冷やす機能を失った場合の対策をとること

- ・ 原子炉の減圧機能(電気や空気圧による弁操作)が失われた際に、手動で弁を開放できるハンドルの設置及び手順書を整備すること

- ・ 全交流電源喪失に備えた代替電源設備等(電源車・バッテリー等)を配備すること 等

● 格納容器破損防止対策

- ・ 格納容器の冷却・減圧・放射性物質の低減対策をとること

- ・ 水素爆発防止対策をとること

- ・ 使用済燃料プールの冷却対策をとること 等

- 意図的な航空機衝突等のテロリズムにより炉心損傷が発生した場合に使える第2制御室や電源等を備えた特定安全施設を整備すること

- 格納容器が破損した場合に、敷地外への放射性物質の拡散抑制対策をとること

これらの説明を受け、委員からは、次の質問が出されました。

問 新安全基準では、加圧水型軽水炉(PWR)と沸騰水型軽水炉(BWR)に同じ対策を求めめるのか？

答 BWRのみに必要なものを、PWRには求めない内容となっている。

なお、新安全基準については、今後、詳細を規制等に盛り込む作業が行われ、パブリックコメントを経て、今年7月に施行されることにな

なっています。

■原子力災害対策指針の改定原案

次に、去る1月30日に公表された原子力災害対策指針の改定原案は、昨年10月31日に指針が策定された際に、検討課題として具体的に示されなかった避難や屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置をはじめ、原子力発電所の状況に応じて、国や地方公共団体、事業者が取るべき体制やモニタリング等の考え方が整理されたものです。

その主なものとしては、原子力発電所が緊急事態となった場合には、発電所から半径概ね5km圏内(PAZ)、概ね5～30kmの範囲(UPZ)、概ね30km以上で遠に区別し、緊急時活動レベル(EAL)として、「警戒事態」・「施設敷地緊急事態」・「全面緊急事態」の3段階に分けて、それぞれの段階での体制の構築や防護措置等の具体的な対応が示されています。

また、「全面緊急事態」に至り、放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置(避難・屋内退避・飲食物の摂取制限)の判断基準となる空間放射線量率や放射性物質の濃度等の基準(OIL)が示されました。

なお、このOILの基準は、UPZ発電所から半径概ね5km(30km)及びそれ以外に遠に示し、その基準に該当した防護措置を取るとされています。

す。

なお、これらの基準は、今後、町や県の地域防災計画の見直しの中で、実効性を高めるための基準ともなるものです。

これらの説明を受け、委員からは、次の質問が出されました。

問 発電所から半径5km圏内(丹生・竹波・菅浜)の避難は、発電所が全面緊急事態となつてからとなつているが、そのタイミングでよいのか？

答 全面緊急事態をどのように決めるかは、事業者が、自ら保有するプラントの特性や地域の実情を踏まえて決定する。例えば、避難に時間を要する地域や、発電所の前を通つて避難する地域は、施設の状況がより前の段階で避難する必要がある。なお、5km圏内については、放射性物質の放出前に避難することを原則としている。

その後、委員会では、関西電力(株)から、美浜発電所の安全対策の実施状況をはじめ、敷地内破砕帯の調査状況、また、昨年12月18日に発表された若狭湾周辺における津波堆積物調査結果についての説明を受け、美浜発電所の現状を確認しました。

本委員会では、今後も国の安全規制の動向や防災対策、また美浜発電所の安全対策等を適宜確認していきます。